（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部改正）

第二条　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下「法」という。）第二条第七項」を「法第二条第八項」に改め、「（昭和三十五年法律第三十六号）」を削り、同条を第一条の二とし、同条の前に次の目次、章名及び一条を加える。

目次

第一章　総則（第一条・第一条の二）

第二章　砂糖の価格調整に関する措置

第一節　輸入に係る砂糖の価格調整に関する措置（第二条―第十四条）

第二節　異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置（第十五条―第二十四条）

第三節　輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置（第二十四条の二―第二十四条の十）

第四節　甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付（第二十五条―第二十九条）

第五節　雑則（第三十条―第三十四条の二）

第三章　でん粉の価格調整に関する措置

第一節　輸入に係るでん粉等の価格調整に関する措置（第三十五条―第四十四条）

第二節　でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付（第四十五条―第四十九条）

附則

第一章　総則

（輸入加糖調製品）

第一条　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号。以下「法」という。）第二条第五項の政令で定める調製品は、次に掲げるものとする。

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一第一八〇六・一〇号の一に掲げるもの

二　関税暫定措置法別表第一第一八〇六・二〇号の二の㈠に掲げるもの

三　関税暫定措置法別表第一第一八〇六・三二号の二の㈠に掲げるもの

四　関税暫定措置法別表第一第一八〇六・九〇号の二の㈡のAに掲げるもの

五　関税暫定措置法別表第一第一九〇一・九〇号の二の㈠のA(b)に掲げるもの

六　関税暫定措置法別表第一第二〇〇五・四〇号の一の㈡に掲げるもの

七　関税暫定措置法別表第一第二〇〇五・五一号の一の㈡に掲げるもの

八　関税暫定措置法別表第一第二一〇一・一一号の一に掲げるもの

九　関税暫定措置法別表第一第二一〇一・一二号の一の㈠に掲げるもの

十　関税暫定措置法別表第一第二一〇一・一二号の二の㈡のAの(b)に掲げるもの

十一　関税暫定措置法別表第一第二一〇一・二〇号の二の㈡のAの(b)に掲げるもの

十二　関税暫定措置法別表第一第二一〇六・一〇号の二の㈠のBに掲げるもの

十三　関税暫定措置法別表第一第二一〇六・九〇号の二の㈡のEの(a)に掲げるもの

第二条の前に次の章名及び節名を付する。

第二章　砂糖の価格調整に関する措置

第一節　輸入に係る砂糖の価格調整に関する措置

第三条第一項中「この項及び第三十一条の表において」を削り、「同表」を「第三十一条の表」に改める。

第四条中「第二号に掲げる条件」の下に「、当該申込みに係る指定糖が環太平洋パートナーシップ協定第二章附属書二―Dの日本国の関税率表付録A第B節32(a)(ii)の証明書（第十条第二項において「試験開発証明書」という。）を付して輸入される場合には第三号に掲げる条件」を「が粗糖」の下に「又は高糖度原料糖」を加え、「第三号」を「第四号」に改め、同条第三号中「係る粗糖」及び「使用された粗糖」の下に「又は高糖度原料糖」を加え、同号イ中「粗糖」の下に「及び高糖度原料糖」を加え、同号ロ及びハ中「粗糖」の下に「又は高糖度原料糖」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　当該申込みに係る指定糖の全部又は一部について製品の試験又は開発に使用されたときは、その使用された指定糖について当該申込みに係る契約が解除される旨の条件

第五条中「申告をいう」の下に「。第二十四条の四において同じ」を加え、同条第一号中「粗糖」の下に「又は高糖度原料糖」を加え、同条第二号中「粗糖」の下に「及び高糖度原料糖」を加え、同条第三号中「含む」の下に「。第二十四条の四第六号において同じ」を加える。

第十条第二項中「第四条第三号イ、ロ又はハ」を「試験開発証明書を付して輸入され、かつ、製品の試験又は開発に使用される指定糖の数量、第四条第四号イからハまで」に、「粗糖である」を「粗糖又は高糖度原料糖である」に、「にあつては、粗糖」を「及び高糖度原料糖にあつては、これら」に改める。

第十一条の見出しを「（異性化糖軽減額に係る換算）」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（加糖調製品軽減額に係る換算）

第十三条の二　法第九条第四項の規定による額の換算は、当該額に粗糖の通常の精製歩留りを乗じてするものとする。

第十四条の見出し中「農林水産大臣の定める額」を「異性化糖軽減額又は加糖調製品軽減額」に改め、同条中「第九条第四項」を「第九条第五項」に、「次に」を「異性化糖軽減額（法第九条第一項第一号ハの異性化糖軽減額をいう。第一号及び第二号において同じ。）にあつては第一号及び第二号、加糖調製品軽減額（法第九条第一項第一号ニの加糖調製品軽減額をいう。第三号及び第四号において同じ。）にあつては第三号及び第四号に」に改め、同条各号中「法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額が同条第三項」を「異性化糖軽減額が法第九条第三項」に、「算出される額を相当の程度」を「定められる機構の売戻しの価格を相当程度」に、「相当の期間」を「相当期間」に改め、同条に次の二号を加える。

三　加糖調製品軽減額が法第九条第四項の換算した額と等しい額である場合であつて、加糖調製品糖標準価格（法第十八条の二第一項第二号の加糖調製品糖標準価格をいう。次号において同じ。）が法第十八条の六第一項の規定により定められる機構の売戻しの価格を相当程度下回つており、かつ、その状態が相当期間継続すると認められるとき。

四　加糖調製品軽減額が法第九条第四項の換算した額未満の額である場合であつて、加糖調製品糖標準価格が法第十八条の六第一項の規定により定められる機構の売戻しの価格を相当程度上回つており、かつ、その状態が相当期間継続すると認められるとき。

第十四条の次に次の節名を付する。

第二節　異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置

第十六条中「第十一条第一項」を「第十一条第一項ただし書」に、「に規定する」を「の規定により定められる」に改める。

第十七条を次のように改める。

（輸入に係る異性化糖等の機構への売渡し）

第十七条　法第十一条第二項の規定による異性化糖等（同項の異性化糖等をいう。以下同じ。）の機構に対する売渡しの申込みは、当該申込みに係る異性化糖等について関税定率法第十九条第一項の規定によりその関税が軽減され、又は免除される場合には、当該申込みに係る異性化糖等の全部又は一部について同条第四項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかとなつたときは、その関税の徴収が行われないことが明らかとなつた異性化糖等について当該申込みに係る契約が解除される旨の条件を付してしなければならない。

第十八条後段を次のように改める。

この場合において、第五条中「指定糖」とあり、同条第二号中「砂糖（関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべき粗糖及び高糖度原料糖を含む。次号において同じ。）又は混合糖（法第七条第二号の混合糖をいう。以下同じ。）」とあり、及び同条第三号中「砂糖又は混合糖」とあるのは、「異性化糖等」と読み替えるものとする。

第十九条中「に規定する」を「の規定により定められる」に改める。